D　その他	9　観光サービス及び旅行に関連するサービス	A　ホテル及び飲食店のサービス	ホテル及び飲食店のサービス（ＣＰＣ六四一―六四三）	ホテル経営サービス	B　旅行業サービス（ＣＰＣ七四七一）	C　観光客の案内サービス（ＣＰＣ七四七二）	D　その他	10　娯楽、文化及びスポーツのサービス（音響・映像サービスを除く。）	A　興行サービス（ＣＰＣ九六一九）
			SS		SS	SS			SS
(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。			(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。		(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。			(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。		(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。

歴史的な遺跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス（ＣＰＣ九六三一）	その他の文化サービス（ＣＰＣ九六三三）	D　スポーツその他の娯楽のサービス	スポーツに係るサービス（ＣＰＣ九六四一）	遊園地及び海水浴場のサービス（ＣＰＣ九六四九一）	公営競技等に係るサービス（ＣＰＣ九六四九二）	その他の娯楽のサービス（ＣＰＣ九六四九九）	E　その他	11　運送サービス	A　海上運送サービス（補助的なサービスを除く。）
SS	SS	SS				SS			
(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。			(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。		(a)、(b)　国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）（ＣＰＣ七二一一、七二一二）
(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。			(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。		(a)　定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b)　ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船
(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。			(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。		(a)　定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b)　ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船
									次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a)　水先サービス (b)　押し船及び引き船のサービス (c)　食料供給、給油及び給水のサービス (d)　ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (e)　ポートキャプテン・サービス (f)　航行補助サービス